

ゆうわ苑デイサービスセンター（通所介護相当サービス）

重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

要支援状態にある方に対し、適正な通所介護相当サービスを提供することにより要支援状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業者の内容

(1) 提供できるサービスの地域等

(事業所名)	ゆうわ苑デイサービスセンター
(指定番号)	山口県第3571200165号
(所在地)	山口県柳井市伊保庄字近長浜1番4
(管理者)	中村 雅彦
(電話番号)	0820-27-6001
(FAX)	0820-27-0800
(サービスを提供する地域)	

柳井市、上関町（白井田、四代、蒲井、中ノ浦は含まない）の区域です。ただし、離島は除きます。

(2) 事業所の従業者体制

職 種	職務の内容	人 員
管理者	事業所の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います	1名
生活相談員	利用者及び家族の必要な生活相談、苦情への対応とともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携を図ります	2名以上
看護職員	検温、血圧測定等を行うほか、利用者の居宅サービス計画及び通所介護計画に基づく看護を行います	2名以上
機能訓練指導員	機能訓練計画に基づく機能訓練を行います。	2名以上
介護職員	利用者の居宅サービス計画及び通所介護計画に基づく介護を行います	9名以上
調理員	調理員は、栄養士の立てた献立を元に調理師の指示の下、調理補助を行いません	2名以上 (労務委託職員)

(3) 定員及び営業時間帯

(営業日)	月曜日から金曜日まで (ただし、12月29日から1月3日を除きます)
(営業時間帯)	午前7時50分から午後6時00分まで
(サービス提供時間)	午前9時00分から午後4時30分まで
(一日当たりの定員)	40名（通所介護サービス利用者を含む）

3. サービスの内容

(1) 送迎

- ① 送迎車により、事業所と自宅との間を行います。
- ② 通常の営業時間の利用の方を送迎します。

(2) 食事

利用者に合った食事を提供します。

(3) 入浴

見守りや直接介助により、入浴を提供します。

(4) 機能訓練

機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員が共同して個別機能訓練計画書を作成し、計画的に機能訓練を行い、日常生活動作の維持及び低下の防止に努めます。

(5) 生活相談

事業所の従業者はもとより、関係機関等と連絡調整し生活の向上を目指します。

(6) レクリエーション

- ① 併設施設において実施される行事等に参加することができます。
- ② 行事によっては、別途参加料がかかるものもあります。

(7) 排泄

随時、排泄介助をいたします。

4. 利用料金

□法定給付

事業者が利用者に通所介護相当サービスを提供し、それに対する保険給付費が事業者を支払われる場合、利用者には介護サービス費用から保険給付費を差し引いた額（以下の表の「自己負担額」）をお支払いいただきます。

□介護報酬告示額

- (1) 基本料金（※この料金は、介護保険負担割合証に記載された割合が1割の方を示しており、1割以外の方は負担割合証に記載された割合になります。）

1月につき

要支援度	単位数	利用者負担金額
事業対象者・要支援1	1, 798単位	1, 798円
事業対象者・要支援2	3, 621単位	3, 621円

- (2) 加算料金等（※この料金は、介護保険負担割合証に記載された割合が1割の方を示しており、1割以外の方は負担割合証に記載された割合になります。なお処遇改善加算につきましては同掛け率となります。）

1月につき

サービス提供体制加算（要支援1）	88円
サービス提供体制加算（要支援2）	176円
介護職員等処遇改善加算I	所定単位×9.2%

□その他の費用

- (1) 食事の提供に係る費用 650円
- (2) おやつ代 150円
- (3) おむつ代（パット） 25円
- (4) おむつ代（紙パンツ） 101円

- (5) 創作活動にかかる材料費 実費
- (6) ゆうわ手帳 150円 (消費税を含みます)
- (7) 利用者又はその家族の希望により、施設で用意するタオル等を利用された場合、「タオル (フェイスタオル)」1枚につき31円、「バスタオル」1枚につき61円、「オシボリタオル」1枚につき31円、「シャンプー・リンス」入浴1回につき15円を徴収いたします。ただし、1日に徴収すべき額が51円以上101円未満の場合は51円、101円以上の場合は101円を徴収いたします。
- (8) 通常の事業の実施地域以外の地域に居宅する利用者に対し行う片道の送迎費用 (消費税を含みます)
- ・ 通常の事業実施地域を越えた地点から、片道おおむね5km未满是1,100円
 - ・ 通常の事業実施地域を越えた地点から、片道おおむね5kmを超え以降5kmごとに1,100円ずつ加算

5. サービスの利用に当たっての留意事項

- ① 利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業員にご一報ください。
- ② 利用者は、事業所内の機械及び器具を利用される際、必ず従業員に声をかけてください。
- ③ 事業所内での金銭及び食物等のやりとりは、ご遠慮ください。
- ④ 従業員に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。
- ⑤ 食中毒防止の観点から、飲食物の持ち込みを禁止いたします。

6. 協力医療機関等

事業者は、下記の医療機関にご協力いただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

医療機関の名称 独立行政法人国立病院機構柳井医療センター
所在地 山口県柳井市伊保庄95
電話番号 0820-27-0211

医療機関の名称 山口県厚生農業共同組合連合会周東総合病院
所在地 山口県柳井市古開作1000番地1
電話番号 0820-22-3456

医療機関の名称 医療法人恵愛会柳井病院
所在地 山口県柳井市柳井宮本東1910-1
電話番号 0820-22-1002

医療機関の名称 坪井歯科医院
所在地 山口県柳井市伊保庄西高須浜5043-47
電話番号 0820-23-5522

医療機関の名称 松井クリニック
所在地 山口県柳井市南浜1-8-3
電話番号 0820-24-5311

医療機関の名称 医療法人光輝会 平生クリニックセンター

所在地 山口県熊毛郡平生町569-12
電話番号 0820-56-2000

医療機関の名称 奥田歯科医院
所在地 山口県柳井市中央2-13-15
電話番号 0820-23-3773

7. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年2回利用者及び従業者等訓練を行います。

8. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合などは、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡を取るなど必要な措置を講じます。

9. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町、関係医療機関への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

10. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を守ります。

また、退職後においてもこれらの秘密を守るべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

11. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

12. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者の及びその家族に十分な説明を行い、同意を得るとともに、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

13. 虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者：川口 欽市

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町に通報します。

1 4. ハラスメントへの対応

認知症等の病的な要因を考慮した上で、下記のような行為がありハラスメントとみなされる場合は、サービスの中止や契約を解除する場合があります。

<契約を解除する具体例>

暴力または乱暴な行動

- ・物を投げつける
- ・刃物を向ける、服を引きちぎる、殴るけるの暴力
- ・怒鳴る、奇声、大声を発する など

セクシャルハラスメント

- ・介護従事者の体を触る、手を握る
- ・腕を引っ張り抱きしめる
- ・卑猥な言動
- ・女性のヌード写真を見せる など

その他

- ・介護従事者の自宅の住所や電話番号を何度も聞く
- ・ストーカー行為
- ・周囲に迷惑をかける言動
- ・無理な要求、対象範囲外のサービスの強要 など

1 5. 苦情相談窓口

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

【相談・苦情窓口】

苦情解決責任者：川口 欽市

苦情解決担当者：浅井 英勇

ご利用時間：月曜日～金曜日 8：20～17：20

ご利用方法：・窓口での受付

・苦情受付箱での受付（事務室前に設置）

・電話での受付

電話番号：0820-27-6001

【苦情解決第三者委員】

・沖村 宏明（住職、元民生委員）〔電話番号0820-22-0614〕

〒742-1352 柳井市伊保庄小木尾上4351

・山中 孝之 〔電話番号0820-23-8605〕

〒742-1351 柳井市旭ヶ丘11番4号

・吉田 佳子（幼稚園園長）〔電話番号0827-21-0725〕
〒740-0028 岩国市楠木町3丁目2-30

また、公的機関においても苦情の申し出ができます。

【柳井市健康福祉部高齢者支援課】

所在地 : 柳井市南町1丁目10番2号
電話番号 : 0820-22-2111
ご利用時間 : 月曜日～金曜日 8:30～17:15

【山口県国民健康保険団体連合会介護保険課苦情相談班】

所在地 : 山口市朝田1980番地7
電話番号 : 083-995-1010
ご利用時間 : 月曜日～金曜日 9:00～17:00

16. 損害賠償について

当事業所において、事業所の責任によりの利用者様に生じた損害については、事業所は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご利用者様に故意又は過失が認められた場合には、ご利用者様が置かれた心身の状況を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業所の損害賠償責任を減じさせていただきます。

(加入損害保険会社名) 東京海上日動火災保険株式会社

附則 この重要事項説明書は、平成30年4月1日施行する。
この重要事項説明書は、平成30年8月1日一部改定する。
この重要事項説明書は、平成31年1月1日一部改定する。
この重要事項説明書は、平成31年4月1日一部改定する。
この重要事項説明書は、令和元年5月1日一部改定する。
この重要事項説明書は、令和元年10月1日一部改定する。
この重要事項説明書は、令和2年10月1日一部改定する。
この重要事項説明書は、令和3年4月1日一部改定する。
この重要事項説明書は、令和3年2月1日一部改定する。
この重要事項説明書は、令和4年6月1日一部改定する。
この重要事項説明書は、令和4年10月1日一部改定する。
この重要事項説明書は、令和6年4月1日一部改定する。

この重要事項説明書は、社会福祉法人恒和会が作成した原本に相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

社会福祉法人恒和会

理事長 中村 雅彦 (公印省略)

契約担当者(氏名).....(印)